

1 合意した者

- (1)瀬戸内産交株式会社
- (2)広島県公安委員会
- (3)広島県知事
- (4)呉市長
- (5)中国運輸局長
- (6)呉市地域公共交通協議会

2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称等

別紙「バス停留所一覧表」のとおり

3 停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

- (1)運行事業者
富士交通株式会社

- (2)使用車両
乗車定員10人以下の自動車

- (3)事業形態

道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業

- (4)事業内容

道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第3号に規定する区域運行

4 停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項

- (1)2の停留所を使用している一般乗合旅客自動車運送事業者と運行時刻について、調整を図ること。
- (2)2における3の停車又は駐車は、3に係る運行時間内に限るものとする。

別紙

バス停留所一覧表

| 番号 | 停留所名 | 所在地 |
|----|------|------------------|
| 1 | 藤三前 | 吳市安浦町中央3丁目1-1 1先 |
| 2 | 藤三北 | 吳市安浦町中央2丁目2-6 先 |